

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：医療介護ネットワーク協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 増村 章仁
- (3) 所在地：東京都港区西新橋 3 丁目 4 番 1 号

2 処分内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

外国の送出機関との間で、技能実習に係る契約の不履行について違約金等を定める内容の協定書及び覚書を締結していたことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：岡山県輸出縫製品工業協同組合
- (2) 代表者職氏名：代表理事 山崎 嘉之
- (3) 所在地：岡山県倉敷市児島下の町 9 丁目 3 番 31 号

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

十分な確認を経ずに、虚偽の監査報告書を外国人技能実習機構に提出したことから、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社アサヒテクノス
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 伊藤 貴史
- (3) 所 在 地：広島県福山市大門町 7 丁目 6－12

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

令和元年 7 月 24 日認定「認1909004991」「認1909004992」「認1909004993」

令和 2 年 3 月 2 日認定「認1909026140」「認1909026141」「認1909026142」

「認1909026143」「認1909026144」「認1909026145」

同年12月 3 日認定「認2009011910」「認2009011911」

令和 3 年 3 月 3 日認定「認 2009011912」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社飛鳥
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 田中 浩一
- (3) 所 在 地：大阪府大阪市福島区福島 7 丁目 4 番 17 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（2 件）

令和 6 年 2 月 2 日認定「認2308039018」

令和 7 年 4 月 17 日認定「認2508001023」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：アスカテック株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 屋敷 英明
- (3) 所 在 地：広島県福山市川口町 2 丁目 18－26－203

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

令和元年 8 月 2 日認定「認1909004994」

令和 2 年 3 月 9 日認定「認1909026167」「認1909026168」「認1909026169」

「認1909026170」「認1909026171」「認1909026172」

同年12月14日認定「認2009011978」「認2009011979」「認2009011980」

令和 4 年 5 月 25 日認定「認2209001148」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：池田工業有限会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 池田 賢司
- (3) 所 在 地：広島県福山市瀬戸町大字長和 943 番地の 79

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

平成30年12月14日認定「認1809023250」「認1809023251」「認1809023252」

平成31年 2 月15日認定「認1809025005」

令和元年 7 月26日認定「認1909004304」「認1909004305」「認1909004306」

令和 2 年 3 月 6 日認定「認1909026195」「認1909026196」「認1909026197」

「認1909026200」

令和 3 年10月14日認定「認2109005701」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社犬塚仮設
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 犬塚 拓郎
 - (3) 所 在 地：静岡県静岡市駿河区中島 2576 番地の 7
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（15 件）

令和 5 年 3 月 30 日認定「認2206044150」

同年 5 月 15 日認定「認2206055207」「認2206055208」「認2206055209」

同年 9 月 8 日認定「認2306017822」「認2306017823」「認2306017824」

令和 6 年 9 月 24 日認定「認2406022926」「認2406022927」

令和 7 年 1 月 8 日認定「認2406038106」「認2406038107」「認2406038108」

同年12月11日認定「認2506036391」「認2506036392」「認2506036393」
- 3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：AM J 株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 福永 勝政
- (3) 所 在 地：広島県福山市川口町 2 丁目 18 番 26 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 2 年 3 月 6 日認定「認1909026041」「認1909026192」「認1909026193」
「認1909026194」

令和 4 年 4 月 26 日認定「認2109013577」「認2109013578」「認2109013579」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったと認められること、及び外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社サカモト
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 坂元 功二
 - (3) 所 在 地：鹿児島県西之表市西之表 3064 番地
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（10 件）

令和元年 5 月 28 日認定「認1913000500」「認1913000501」「認1913000502」

令和 2 年 5 月 22 日認定「認1913013919」「認1913013920」「認1913013921」

同年 8 月 31 日認定「認2013004790」「認2013004791」

令和 3 年 9 月 16 日認定「認2113002637」「認2113002638」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
認定計画に従って賃金を支払っていなかったと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：合同会社 t w e n t y
- (2) 代表者職氏名：代表社員 岩岡 宏治
- (3) 所 在 地：神奈川県相模原市中央区横山台 1 丁目 39 番 15－ 1 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 令和 4 年 10 月 27 日認定「認2204025938」「認2204025939」
- 令和 5 年 9 月 4 日認定「認2304039874」
- 同年 10 月 12 日認定「認2304047940」
- 令和 6 年 2 月 27 日認定「認2304080569」
- 同年 8 月 28 日認定「変認2404001310」「変認2404001311」「変認2404001312」
- 同年 9 月 11 日認定「認2404039386」
- 同年 12 月 23 日認定「認2404063682」
- 令和 7 年 3 月 5 日認定「認2404080963」
- 同年 12 月 18 日認定「認2504063843」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社直建
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 金子 直樹
 - (3) 所 在 地：埼玉県行田市大字埼玉 336 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 5 年 4 月 14 日認定「認2204063927」

令和 6 年 2 月 8 日認定「認2304058727」「認2304058728」

同年 3 月 4 日認定「認2304060234」

同年 7 月 30 日認定「認2404025110」

同年 8 月 14 日認定「認2404027087」「認2404027088」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（技能実習法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：博進工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 平田 榮治
 - (3) 所 在 地：広島県福山市川口町 2 丁目 21 番 6 － 5 号
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6 件）

令和 2 年 3 月 6 日認定「認1909026109」「認1909026110」「認1909026111」
同年 9 月 29 日認定「認2009009541」「認2009009542」「認2009009543」
- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
- 4 処分等理由
外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：番貞鋼材株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 番場 太一
- (3) 所 在 地：群馬県前橋市泉沢町 1250 番地 3

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4 件）

令和 5 年 12 月 7 日認定「認2304058709」「認2304058710」

令和 6 年 9 月 30 日認定「認2404042666」「認2404042667」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社松島組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 松島 廣
- (3) 所 在 地：栃木県小山市城北4丁目26番地24

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（4件）

令和6年3月22日認定「認2304075192」「認2304075193」

同年11月11日認定「認2404047091」

令和7年1月14日認定「認2404067471」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第3号及び第7号の規定に基づき、令和8年7月28日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第3号（技能実習法第10条第9号）及び第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：松本大清貿易株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 原田 忠礼
- (3) 所 在 地：長野県松本市大字中山 1494 番 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和 5 年 2 月 24 日認定「認2205004111」「認2205004112」「認2205004113」

同年 4 月 6 日認定「認2205005328」「認2205005329」「認2205005330」

令和 6 年 3 月 14 日認定「認2305006026」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：マルキ産業株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 井田 雄公
- (3) 所 在 地：大阪府阪南市自然田 1413 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（35 件）

令和 5 年 2 月 21 日認定 「認2208032964」 「認2208032965」 「認2208032966」
「認2208032967」 「認2208032968」 「認2208032969」
「認2208032970」
同年 7 月 31 日認定 「認2308011742」 「認2308011743」 「認2308011744」
「認2308011745」 「認2308011746」
令和 6 年 6 月 24 日認定 「認2408005679」 「認2408005680」 「認2408005681」
「認2408005682」 「認2408005683」 「認2408005684」
「認2408005685」
同年 7 月 1 日認定 「認2408004400」 「認2408004401」 「認2408004402」
「認2408004403」 「認2408004404」
令和 7 年 4 月 3 日認定 「認2408037691」 「認2408037692」 「認2408037693」
「認2408037694」 「認2408037695」
同年 7 月 2 日認定 「認2508007932」 「認2508007933」 「認2508007934」
「認2508007935」 「認2508007936」
同年 8 月 4 日認定 「認2508015596」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 8 年 7 月 28 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。